

## PTAB ルール変更案（AIA レビューにおけるクレーム補正手続きの変更）に関する提案

### **ルール変更は、パイロットプログラムの名の下に遡及適用されるべきでない**

現在のルール案では、2018/12/14 のパブコメ期限満了後、パイロットプログラムが施行されることとなっている。そこでは、パイロットプログラム施行後に審理開始決定され、クレーム補正の申立がなされたすべての AIA レビューに、ルール変更後の手続きが適用されることになっている。この結果、AIA レビューの申請時において申請人には今回のルール変更を知る由もなかった AIA レビューまでが、変更後のルールの適用を受けることとなる。これは、実質的にルール変更を遡及適用するものであり、Due Process of Law（法の適正な手続）の考えに反するもので、特に申請者側の利益を一方向的に損ねるものである。

前回のクレーム解釈基準に関するルール変更の際も、当初（パブコメ募集段階）は遡及適用を前提としていたが、パブコメでの反対意見を尊重し、遡及適用を止め、新ルール発効日以降に申請された AIA レビューから変更後のルールが適用されることとなった経緯がある。今回の提案どおりのルール変更がなされる場合でも、最低限、前回と同様に遡及適用を避けることが、混乱のないスムーズな移行手続きを担保するため必須であると考えている。

以上